

制定 平成25年10月30日

改定 2023年10月11日

JAHIS 規程 5021 号

競争法等コンプライアンス規程

(目的)

第1条 この規程は、一般社団法人 保健医療福祉情報システム工業会（以下「本会」という）が開催する会合（以下「会合」という）、および統計情報の収集、活用等、事業者団体としての活動において、独占禁止法（私的独占の禁止および公正取引の確保に関する法律：法律第五十四号）を十分に尊重し、これを遵守するための運用に関する事項、並びに会合において人権を尊重しこれを遵守するための運用に関する事項を定める。

(適用範囲)

第2条 適用対象者は、本会の役員、役職者、本会の活動に参加する会員会社の従業員、特別委員等本会に所属する者、および本会の事務局職員等とする。

2 本会が主催し前項に定める者が参加する会合、および本会が行う統計情報の収集、活用等とする。

(会合における規制)

第3条 出席者は、会合中はもとより会合の開始前および終了後においても、以下を話題としてはならない。ただし、既に公表されているものはこの限りではない。

(1) 会員各社が取引上取り扱う価格等に関する次のもの。

具体的価格、価格変更、価格差、値引き、クレジット条件、コスト等

(2) 会員各社が取引上取り扱う数量等に関する次のもの。

市場占有率、製品の販売もしくはマーケティングに関する計画地域等

(3) 会員各社の販売先制限、販売地域制限、販売時期制限、生産機種制限等。

(4) 会員各社の設備の新增設又は廃棄等。

(5) その他競争法で禁止されている事項。

2 出席者は、会合において以下の行為をしてはならない。

(1) 人権の尊重に反する言動。

(統計情報における規制)

第4条 本会各組織が扱う統計情報の内、前条各項に関する統計情報を本規程の対象（以下「管理対象統計情報」という）とし、情報の収集・集計・開示等について本条第2項乃至第4項を遵守するものとする。なお、詳細については競争法等コンプライアンス実施細則第6条に定める。

2 管理対象統計情報の収集、集計作業および管理は事務局職員または委託を受けた専門調査機関が行う。

3 収集できる情報は、原則として実績値のみとする。

4 収集された情報のうち、個社情報、個人情報情報は活用および開示してはならない。

(細則)

第5条 具体的なコンプライアンス活動については、競争法等コンプライアンス実施細則

(JAHIS 規程 5022 号) に定める。

附則 (平成 25 年 10 月 30 日)

1 この規程は、平成 26 年 1 月 1 日から施行する。

附則 (平成 31 年 1 月 23 日)

1. この規程は、平成 31 年 1 月 23 日から施行する。

附則 (2023 年 10 月 11 日)

1. この規程は、2023 年 12 月 1 日から施行する。